

平成29年7月から全品目（小型廃家電類を除く）の戸別収集（建物ごとの収集）が始まります

7月からの家庭ごみと資源物の出し方			
ぶんべつぶん 分別区分	しゅうしゅうほうほう 収集方法	しゅうしゅうかいすう 収集回数	だしかた 出し方
もやせるごみ 燃やせるごみ	こべつしゅうしゅう 戸別収集	しゅう 2かい 週に2回	げんざいしゅう とうめい 現在使用している透明また
もやせないごみ 燃やせないごみ		しゅう 1かい 週に1回	はんとうめい ふくろ は半透明の袋
ようきほうそうぶらすちつく 容器包装プラスチック		しゅう 1かい 週に1回	10がつ していしゅうしゅうふくろ ※10月から指定収集袋
べつとぼとる ペットボトル		しゅう 1かい 週に1回	
びん		しゅう 2かい 週に2回	とうめい はんとうめい ふくろ 透明または半透明の袋
かん		しゅう 1かい 週に1回	
かみりい 紙類		しゅう 1かい 週に1回	ひんもく かみぐる 品目ごとに紙袋またはひも で縛る ・雑がみなどは散らばらない ように袋に入れて出す
ぬのりい 布類		しゅう 1かい 週に1回	ふくろ いろつきもかとう 袋（色つきも可能） ・「布」と表記 ・必ず晴れた日に出す
ゆうがい 有害ごみ		しゅう 1かい 週に1回	とうめい はんとうめい ふくろ 透明または半透明の袋 ・危険物となるため必ず品目 を書く
かみ 紙おむつ		しゅう 2かい 週に2回	とうめい はんとうめい ふくろ 透明または半透明の袋 ・「紙おむつ」と書く ・燃やせるごみの日に出す
せんていえだ 剪定枝		ずいじ 随時	ごみ対策課へ申し込み ・長さ50cm以下で直径 30cmの大きさに束ねるか 袋に入れる
おちば くさ 落ち葉・草		しゅう 2かい 週に2回	とうめい はんとうめい ふくろ 透明または半透明の袋 ・1回の収集に3袋まで ・燃やせるごみの日に出す
こがたはいかでんりい 小型廃家電類	きよてんかいしゅう 拠点回収		こがたかでんかいしゅうほつくす 小型家電回収ボックスによる回収

◎ごみと資源物は決められた収集・回収日の午前8時30分までに出してください。
◎各曜日合計5袋までの排出量制限（一部除外品目あり）を設けます。この制限を超えてごみを出す場合、ごみ対策課への申し込みが必要です。

平成28年10月から「燃やせるごみ」と「布類」の戸別収集（建物ごとの収集）が始まりました。
戸建て住宅は自宅敷地内の道路に接したところに、アパートやマンションなどの集合住宅は建物ごとの専用ごみ出し場所または決められたところにごみ出しをしてください。

7月からの収集曜日に変更があります

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ひがしちいき 東地域	ようきほうそう 容器包装 ぶらすちつく プラスチック ・ べつとぼとる ペットボトル	もやせる 燃やせる ごみ ・ びん	もやせない 燃やせない ごみ ・ ゆうがい 有害ごみ	かん 缶 ・ かみりい 紙類 ・ ぬのりい 布類	もやせる 燃やせる ごみ ・ びん
にしちいき 西地域	もやせる 燃やせる ごみ ・ びん	ようきほうそう 容器包装 プラスチック ・ べつとぼとる ペットボトル	もやせない 燃やせない ごみ ・ ゆうがい 有害ごみ	もやせる 燃やせる ごみ ・ びん	かん 缶 ・ かみりい 紙類 ・ ぬのりい 布類

東地域：《氷川台》《金山町》《上の原》《神宝町》《大門町》《東本町》《新川町》
《浅間町》《本町》《学園町》《ひばりヶ丘団地》《南沢》《中央町》
西地域：《小山》《幸町》《野火止》《八幡町》《下里》《南町》《前沢》《弥生》
《滝山》《柳窪》

お問い合わせ 東久留米市環境安全部 ごみ対策課 電話042-473-2117
メールアドレス gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp

へいせい29ねん10がつ かてい ゆうりょうか はじまります
平成29年10月から家庭ごみ有料化が始まります

有料になるごみの種類

もやせる もやせない ようきほうそうぶらすちっく
燃やせるごみ・燃やせないごみ・容器包装プラスチック

これまでどおり無料なもの

べつとぼとる かんぬのい
ペットボトル・びん・缶・布類

かみい しんぶん ざっし だんぼー かみぱっく ざつがみ しゅれっだー かみ
紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ・シュレッダーした紙）

ゆうがい けいこうかん かんてんち らいたー すぶれーかん てーぶるい すいぎんかんゆうぶつなど
有害ごみ（蛍光管、乾電池、ライター、スプレー缶、テープ類、水銀含有物等）

ぼらんてい あせいそう ちいせいそう あつめた
ボランティア清掃や地域清掃で集めたごみ

※新しく別袋で出せるもの

かみ
紙おむつ

おちば くさ 1かい3ふくろ
落ち葉・草（1回3袋まで）

申込制による回収（無料）

せんていえだ ながさ50せんちい か ちよっけい30せんちい か おおきさ たばねる ふくろ いれて
剪定枝 長さ50cm以下で直径30cm以下の大きさに束ねるか、袋に入れて。

たけ しゅる きょうちくとう とげ きりさいくる てきさない
※竹・シュロ・夾竹桃・いちよう・棘のある木はリサイクルに適さないの

もやせるごみとして出してください。

拠点回収（無料（小型家電回収ボックス））

こがたはいかでんるい

小型廃家電類とは

こーどるい でじかめ りもこん など、とうにゆうぐち はいるかでんるい
コード類やデジカメ・リモコンなど、投入口に入る家電類をいいます

指定収集袋の種類と手数料

そだい しりけん どうよう すーばー こんびにえんすたあなどで こんにゆう
粗大ごみ処理券と同様に、スーパーやコンビニエンスストアなどで購入していただきます。

品目	種類	手数料（1枚あたり）
もやせるごみ	みにぶくろ 5りつとるそうとう ミニ袋（5リットル相当）	10円
	しょうぶくろ 10りつとるそうとう 小袋（10リットル相当）	20円
	ちゅうぶくろ 20りつとるそうとう 中袋（20リットル相当）	40円
	おおぶくろ 40りつとるそうとう 大袋（40リットル相当）	80円

もやせないごみ	しょうぶくろ 10りつとるそうとう 小袋（10リットル相当）	20円
	ちゅうぶくろ 20りつとるそうとう 中袋（20リットル相当）	40円
容器包装プラスチック	しょうぶくろ 10りつとるそうとう 小袋（10リットル相当）	10円
	ちゅうぶくろ 20りつとるそうとう 中袋（20リットル相当）	20円
	おおぶくろ 40りつとるそうとう 大袋（40リットル相当）	40円

減免制度について

いってい じょうけん ふして げんめん そち こうじます しんせいほうほう きまりしだい
一定の条件を付して減免措置を講じます。申請方法などは決まり次第お知らせいたします。

なお、げんめん たいしょう せたい げんめん こうふ うける できるしてい
なお、減免の対象となる世帯や、減免によって交付を受けることができる指定収集袋の枚数は、以下の通りです。

【減免の対象となる世帯】

- （1）生活保護受給世帯
- （2）身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯
- （3）愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯
- （4）精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯
- （5）児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
- （6）老齢福祉年金受給世帯
- （7）災害や罹災による被害にかかる廃棄物の処分

【交付を受けることができる枚数】

	ひとりせたい 1人世帯	ふたり よにんせたい 2人～4人世帯	ごにんせたいじょう 5人世帯以上
もやせるごみ	5りつとる 100まい 5リットルが100枚	10りつとる 100まい 10リットルが100枚	20りつとる 100まい 20リットルが100枚
もやせないごみ	10りつとる 40まい 10リットルが40枚	20りつとる 40まい 20リットルが40枚	20りつとる 80まい 20リットルが80枚
容器包装プラスチック	10りつとる 20まい 10リットルが20枚	20りつとる 20まい 20リットルが20枚	20りつとる 40まい 20リットルが40枚